

アジア局長

中江次長

大森参事官

北東アジア課長

主席事務官

鄭琪永釜山霊園理事長の来訪(遺骨問題)

49. 4. 1.

北東アジア課

財団法人 釜山霊園の理事長 鄭琪永氏は、4月

1日 ~~来訪し~~ 来訪し 遺骨問題について 宮下に述

べたところ 下記のとおり。なお 同氏は 昭和19年

東大学生の頃 学徒動員により 中国大陸へ行った

ことがあり、韓国人で学徒動員をうけた者の組織である

1.20 同志会(会長 具泰会 第二無任所長官)の役員で

（厚生省保管中）

~~昭和~~ 昭和46年11月、旧軍人・軍属等韓国人遺

骨のうち246柱を遺族代表として引取った責任
者である旨自己紹介した。

記

1. 私は、昭和46年11月20に日本政府から戦没
した韓国人の遺骨246柱を釜山で奉還をうけた責
任者であるが、その後各種の事情により残り
の遺骨が返還されないうちになっていたと、今
度韓国側によりやく遺骨を受取る態勢が整
った。また、そもそも韓国人遺骨の返還について

韓国側 ^{従来} ~~が~~ 消極的 ~~だったのは~~ ~~次の理由から~~ であり

この時期に極めて積極的になったのは 次のような理由からである。

(1) 李厚洛は以前から、在韓の日本人遺骨は

韓国内に慰霊碑をたて、一方在日

韓国人遺骨も日本に慰霊碑をたてて解決

する案を主張した(昭45年2月2日 金山大便発

来電 第106号 にこの事情が拿せられる) 加この

企てが失敗したので、その後は遺骨の返還に

は否定的な態度をとりつづけていたが、同年12月

の政変により彼が野に下り、12月4日に返還

についての方針が決定されたところである。

(2) 第2は韓国政府の財政的な配慮が考之

(1975年)

られる。日韓の請求権協定は来年で10年目

となり、^{（その実施は）}償還が打ち切られる。しかし韓国国内の

戦没者の補償等に関する~~難~~立法措置が

不備のため、遺骨の返還後^{（韓国）}の政府から遺族

への補償が出来ない状態にある。日本からの経

済的なバックアップは~~対遺族に便する~~産業

を建てるおき方面に便されているが、元~~来~~来請

求権の代償となつて来る援助金は、遺族補償

等に使われるのが筋であり、~~この~~この意味で、今年

(日本からの援助金をとつて)

の9月頃を目途に戦没者の補償(その他の清

求権問題も含め)を行つた立法措置を行ふこと

が、去年12月に決つた。その場合、遺骨のかか

つてくる、状態が必要である。若し9月立法化

の戦没者方針がなされれば、遺骨返還の強力な

動きは生れちかつたであらう。

(3) この時期に、ようやく遺族の返還要請の

声も高くなり、近い将来政治的圧力となる

ことか予想されるに至った

2. 遺骨問題に因る韓国側の動きとしては、

前述の^{48年}12月4日の^{方針}決定後、49年1月25日に

国務会議で方針が認められ、私に民間ペー

スで入手していた遺骨リストを新聞に発表すること

に日本から正式にリストをとりよせて、ソウル新

聞に公表し、表面上は政府が引取りにしているが、

実際は246柱¹²と同様釜山霊園

におさめて、私の方で管理することになった。~~49年3月18日現在~~

~~府から私に返還~~ 49年3月18日現在 896

柱（さへ北地老 46）の遺族の申告があった。

政府は日本との合意のうちに発表していった。

遺族に対して 柱め ~~は~~ ついて立場があり、手配も

遺族もなだめられるように頼んでいる。

この韓政府の担当部署は、外務部

と保健社会部のはずであるが、実際は ~~保健社会部~~ ^は

~~進んでいる~~。1.20 同志会会長であり 具無任町

長官を中心とする 国務総理室、行政調整室

（朴 ^{室長} ~~室長~~）が主管となって ~~は~~ 推進している。

3. 以下は全・くの私人としてのおねがいであるが

であれば、日本の実務担当者に聞いてもらいたい。

(1) 一日も早く遺骨が帰国できるような措置に欲しい。

(2) 南北の問題に関連して、北出身者の遺骨の遺族に関する審査は ^{判明している} 現在 46 柱 ~~あり~~、

~~日本~~ 日本、厚生省に審査に欲しいが、850

柱の韓国出身の遺骨の遺族の審査は、

大きな時間を要する中で、遺族の判明しない

韓国出身者遺骨と合せて、一括韓国政府に

返してもらいたい。~~韓国政府に~~

(3) 此の問題もあり、日本側が即心配

するものごとでもあるが、日本の国内法で

これを解決するのは矛盾がある。というのは、死んだ

人は元日本人だったかも知れないが、戦後は

韓国人になったからである。政治的

問題を介入することなく人道的見地から一日も早く

解決するべきである。

（そうしたい）

3. (当方からの質問等に断片的に ~~答えている~~)

(1) 韓国政府は遺族への埋葬費は韓国政

府が負担する旨を2月の国会の外務委員会に述べている。

これは 浦項製鉄所の株券の形で渡され

るかも知れない。

(2) 先年受領した遺骨は全部 遺族に渡した。

日本側から大使の寸志として

なおその際 1 柱につき 1 万円を遺族に渡し

附記

(3)

(4) 厚生省調査課の小沢事務官にも先日説明

したか、奉還の要領は前例のとおりがよいであろう。

細部については政府内の交渉がまとまってから、改めて

話しあいたい。

(5) 韓国政府は政府ベースの慰霊祭を考へてお

り、費用等について私に問合せがあった。

